

厚生労働省 特定保健指導開始から10年 第3期特定健康診査等実施計画に向けた 保健指導サービスの質の管理 内部監査を実施いたします

日時：3月16日（金） 8:25～17:00

場所：聖隸健康診断センター（浜松市中区住吉2-35-8）

3月16日（金）、社会福祉法人 聖隸福祉事業団（法人本部：静岡県浜松市／理事長：山本敏博）保健事業部（静岡県浜松市中区／事業部長：福田崇典）では、保健指導品質管理内部監査を実施いたします。

保健事業部では、特定保健指導が開始された2008年度から、保健指導の質の確保と向上のために組織的に保健指導サービスの品質管理に取り組んできました。「保健指導サービス・品質管理マニュアル」を整備し、年間計画を立ててマニュアルの改訂や教育・研修会を実施している他、年1回内部監査を行い、課題を明確にして改善につなげています。10年の節目を迎える今回の内部監査では、第3期実施計画の特定保健指導の運用変更に向けて、産業医科大学 産業生態科学研究所 森晃爾教授のご指導のもと、保健事業部の保健指導サービスの内容について見直しを行います。

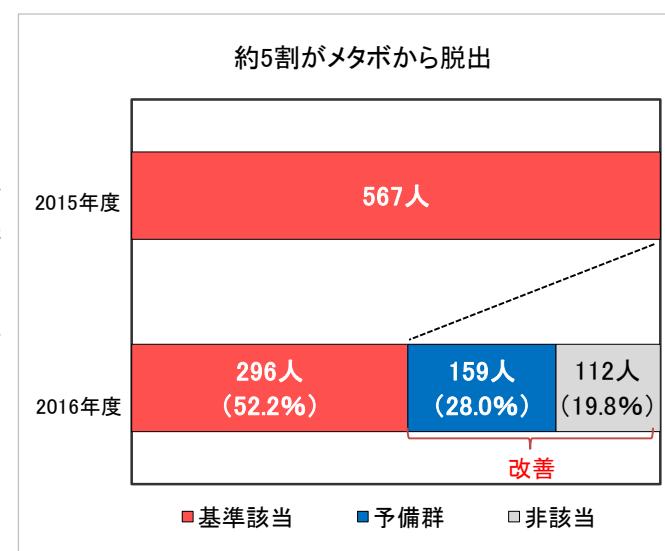
ご多忙の折り大変恐縮ではございますが、報道関係の皆様方のご取材を賜りたく、ご案内申し上げます。

特定保健指導とは

40歳～74歳までの医療保険加入者が対象。特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる人に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートをする。厚労省によると、特定保健指導の実施率が保険者におけるインセンティブ（後期高齢者支援金の減算）の指標にもなるため、第3期実施計画では運用方法の改善や医療機関との連携を推進し、目標達成を目指す。



保健指導の様子



2015年度に保健事業部でメタボ該当と診断された人に特定保健指導を実施した結果、47.8%に改善が見られた

— 社会福祉法人 聖隸福祉事業団 保健事業部 —

1999年4月 聖隸健康診断センターと聖隸予防検診センターが統合し、保健事業部発足

2010年4月 静岡市に聖隸健康サポートセンター Shizuokaを開設

所在地 : 静岡県浜松市中区住吉2-35-8
事業部長 : 福田崇典

業務内容 : 生活習慣病予防・人間ドック・婦人科検診・労働安全衛生・健康増進などの事業を包括した事業を行っている。また、43台の検診車を有し、巡回健診も行っている。保健事業部の各施設では、健康診断後の精密検査・再検査を行いフォローアップ体制も整っている。

問合せ先 : 聖隸福祉事業団 保健事業部 経営管理室 秘書広報学術課 担当：中村・片藤・渡邊

TEL : 053-475-1220(直通)・FAX : 053-474-2505・mail : hoken-kkaihatsu@sis.seirei.or.jp